

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の  
期限付き特例について  
( 報 告 )

平成25年3月29日

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議

## 目 次

### 1. はじめに

- (1) 幼保の連携の経緯…………… 1
- (2) 新たな幼保連携型認定こども園の役割・法的位置付け…………… 1
- (3) 幼保連携型認定こども園における保育教諭等…………… 2

### 2. 最低在職年数等の取扱いについて

- (1) 「最低在職年数」について…………… 3
- (2) 「最低在職年数」として評価すべき「勤務実態」について…………… 4
- (3) 勤務経験として評価すべき「対象施設」について…………… 5

### 3. 大学等において修得することを必要とする最低単位数の取扱いについて

- (1) 最低単位数の検討にあたっての視点…………… 6
- (2) 具体的内容・単位数の取扱いについて…………… 8

### 4. 留意事項…………… 12

### 附属資料…………… 14

## 1. はじめに

### (1) 幼保の連携の経緯

- 幼稚園（学校）と保育所（児童福祉施設）は、制度上の目的・機能は異なるものの、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」（教育基本法第 11 条）に鑑みれば、小学校就学前の子どもの育ちを、幼稚園と保育所とで区別することなく保障していく必要がある。
- このため、これまでも、施設の共用化に関する指針の策定（平成 10 年）など幼稚園と保育所が連携して運営できるよう、様々な取組が進められてきた。
- 教育・保育内容については、幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂に際し、双方の関係者が改訂作業に参加し、整合性が図られてきた。
- また、試験の受験要件の緩和などにより幼稚園教諭と保育士資格の併有を促進するとともに、合同研修を実施するなど、人的な連携も進められてきている。
- 平成 18 年 10 月には、幼稚園と保育所が連携して一体的な運営を行う「幼保連携型」をはじめ、幼稚園と保育所等の制度をベースとして学校教育と保育の一体的提供等を行う「認定こども園」制度が創設された。
- 認定こども園制度については、保護者や施設からの評価は高いものの、二重行政や財政支援の不十分さといった課題が指摘されており、より一層の普及促進を図るためには、これらの課題への対応が求められていた。

### (2) 新たな幼保連携型認定こども園の役割・法的位置付け

- 現行の幼保連携型認定こども園に関する二重行政等の課題を解消するため、平成 24 年通常国会において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部改正法（自公民 3 党合意に基づく議員立法）が可決・成立し、新たな幼保連携型認定こども園が制度化された。
- 改正後の認定こども園法では、幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設」とされ、その目的として「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育」「保育を必要とする子どもに対する保育」「保護者に対する子育ての支援」の三つを一体的に行うことが規定された。

- 幼保連携型認定こども園をはじめとする認定こども園は、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する先駆的な取組である。子ども・子育て支援新制度においては、従来の認定こども園制度の課題であった、二重行政の解消や財政措置に関する公平性の確保を実現し、認定こども園のさらなる拡充を目指すこととしている。

### (3) 幼保連携型認定こども園における保育教諭等

- 幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第 14 条第 1 項に基づき、園長のほか保育教諭を置かなければならないこととされている。また、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設という幼保連携型認定こども園の性格上、保育教諭は同法第 14 条第 10 項において「園児の教育及び保育をつかさどる」職とされ、その資格についても、同法第 15 条第 1 項に基づき、幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の併有が義務付けられている<sup>1</sup>。
- 現在、認可保育所に勤務する保育士のうち幼稚園教諭の普通免許状を有する者の割合は約 76%、幼稚園に勤務する教員のうち保育士資格を有する者の割合は約 75% であり、2 割以上の幼稚園教員又は認可保育所に勤務する保育士は、いずれかの免許・資格しか有していない現状がある。
- このため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための重要な柱である新たな幼保連携型認定こども園制度を円滑に導入していくため、認定こども園法では、新たな幼保連携型認定こども園制度の施行から 5 年間が経過するまでの期間に限り、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭等になることができることとする経過措置が設けられた。

また、その間に、保育士及び幼稚園教員で、片方の免許・資格しか有していない場合には、それまでの勤務経験を評価して、有していない方の免許・資格の要件を緩和して、免許・資格の併有を促進することとされた。
- 幼稚園教諭の普通免許状に係る資格要件については、教育職員免許法に規定されているため、認定こども園法の改正に伴い、教育職員免許法を改正し、附則第 19 項を追加し、幼保連携型認定こども園制度の施行から 5 年間が経過するまでの期間に限り、保育士資格を有する者については、教員職員検定により勤務経験を評価し

---

<sup>1</sup> 認定こども園には、園長、保育教諭のほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができることとされている。また、保育教諭のほか、主幹保育教諭、指導保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る）についても、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有が義務付けられている。

た上で、要修得単位数を緩和する特例を設けることとした。また、この特例の具体的な要件は、教育職員免許法施行規則において定めることとした。

- 本検討会議では、教育職員免許法施行規則の改正にあたり、保育士資格を有する者が、このような特例措置により、幼稚園教諭の普通免許状を取得するために求められる保育士としての勤務経験年数や最低限学ぶべき内容等について、4回にわたり検討を行った<sup>2</sup>。

## 2. 最低在職年数等の取扱いについて

### (1) 「最低在職年数」について

- 今回の特例は、教育職員免許法附則第 19 項を根拠に、保育士資格のみを有する保育士に対して、保育士としての勤務経験、すなわち、保育所等の児童福祉施設において保育士として在職した一定の年数（以下「最低在職年数」という。）を評価して、幼稚園教諭の普通免許状を取得するために大学等において修得することを必要とする最低単位数を軽減させることにより、幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の両免許・資格の併有を促進し、新たな幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入を図ることを目的としている。
- このため、求める「最低在職年数」は、上記のような本特例の趣旨・目的を踏まえて設定をする必要がある。  
また、本特例は、制度施行後 5 年間に経過するまでの期限付とされていることから、当該特例期間中に保育士として採用された者についても、特例の対象となることができるよう配慮することが必要である。
- 現行の教育職員免許法においては、幼児児童生徒の身体の発達のみならず、社会環境の変化等を踏まえ、学校段階間の連携・接続の必要性の観点から、現職教員の隣接校種免許状の取得を促進する制度が設けられており、一定の教職経験を積むことにより、各学校種の免許状取得にあたっての要修得単位数が軽減されている。
- 例えば、中学校教諭の普通免許状を有する現職教員が、当該制度を活用して小学校教諭の二種免許状を取得しようとする場合、本来、最低 37 単位以上（中学校教諭の免許状を取得した際に修得した単位を一部流用したとしても、最低 24 単位以上）の修得が必要なところ、3 年の教諭等の勤務経験があれば、最低 12 単位にまで軽減することが可能とされている。

---

<sup>2</sup> 幼稚園教諭の普通免許状を有する者に対する保育士資格の取得要件の特例については、本検討会と並行して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長裁定により設置されている「保育士養成課程等検討会」において検討が行われた。

- 本特例においても、このような制度を参考にすることが適当である。  
また、本検討会議においても、3年の勤務経験を積み、保育士としての最低限の業務を一通り経験したとみなすことは可能ではないか、という意見が多数であった。
- このため、本特例の要件である「最低在職年数」として評価すべき保育士の勤務経験については、3年とすることが適当である。
- なお、現行の教育職員免許法に規定される教育職員検定において「最低在職年数」を加味する場合、良好な成績で勤務したことが前提とされているが、本特例においても、教育職員免許法附則第19項に「良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数」と規定されており、保育士として良好な成績で勤務した期間のみを、「最低在職年数」として含めることとなる。

## (2) 「最低在職年数」として評価すべき「勤務実態」について

- 「社会福祉施設等調査（平成22年度）」によると、認可保育所に勤務する保育士の約2割は非常勤の保育士とされている。
- これを踏まえると、同じ保育所に勤務する保育士でも、勤務実態が大きく異なる場合も想定される。このため、保育士の勤務経験を、「最低在職年数」のみで一律に評価した場合、同じ「最低在職年数」であっても、勤務実態によって、その勤務経験に大きな差が生じることが考えられる。
- この点を勘案すると、最低限の量的な勤務経験を担保する観点から、併せて、勤務時間数に係る要件を設けることが適当である。
- この点、高等学校等の卒業者が、保育士試験により保育士資格を取得しようとする場合、受験資格として、児童福祉施設等において2年以上の児童の保護に従事することが求められている。また、当該2年以上の従事期間については、従事期間を実質的なものとするため、総従事時間数が2,880時間（1ヶ月当たり120時間）以上であることが要件とされている。これは、1日当たりで換算すれば、平均6時間の勤務時間となる。  
本特例においても、このような高等学校等の卒業者が保育士試験を受験する際の要件を参考にし、3年の勤務経験に加え、4,320時間（1ヶ月当たり120時間）以上の総勤務時間数を求めることが適当である。

- また、3年の勤務経験については、既に、過去に3年以上勤務している保育士もいれば、今後、勤務経験を積んでいく保育士も想定される。また、家庭の都合等により一旦職を離れるなどにより、断続的に勤務経験を積んできた保育士も想定される。

この点、既に何らかの教員免許状を有している者が、現行の教育職員検定により、一定の教職経験を積んだ上で、より上位の免許状等を取得する場合、基礎となる教員免許状を取得した後であれば、過去の勤務経験でも、断続的な勤務経験でも、「最低在職年数」に含めることが認められている。

保育士も、勤務経験を積む過程は、個々人によって様々であることから、現行の教育職員検定と同様の取扱いとすることが適当である。

### (3) 勤務経験として評価すべき「対象施設」について

- 本特例は、期限付きの特例であるが、教員免許状は、本来的には、学校教育法で規定される初等中等教育段階の学校における、いわゆる公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度である。

このような教員免許状の性格に鑑みれば、本特例の適用範囲は、目的を実現するために必要最小限のものとするのが適当である。

- この点、保育士は、保育所だけでなく、児童養護施設、乳児院等保育所以外の児童福祉施設や認可外保育施設等においても勤務しているが、それぞれの施設において、勤務実態が大きく異なることが考えられる。
- このため、保育士としての勤務内容が、幼稚園教諭の免許状取得に係る養成課程の内容と大きく異なる可能性のある施設の場合には、特例の適用対象外とすることが適当である。
- すなわち、保育士としての勤務経験の内容は、幼稚園教諭の免許状取得のために必要な授業科目の内容と重なるとみなすことが可能なものであることを条件とすることが適当である。
- この点、本検討会議では、下記①～④のメルクマールを作成し、当該メルクマールを満たす施設において勤務した場合には、当該勤務経験を、特例の要件である「最低在職年数」として評価することとした。

(メルクマール)

- ① 保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ② 小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③ 一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④ 上記①～③を担保する行政監督（許認可等）の仕組みがあること

○ このメルクマールに照らした場合、保育士としての勤務経験を評価可能な現行の施設は、以下のとおりである。

① 認可保育所（小規模保育所、夜間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園、保育所型）を含む。）

② ①以外の施設のうち、

・ 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）

・ 幼稚園に併設される認可外保育施設

・ へき地保育所

・ 「認可外保育施設指導監督基準」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）を満たす施設（一時的な利用を中心とする施設を除く）

○ なお、平成 27 年度に施行予定の子ども・子育て新制度において、改正認定こども園法に基づく新たな幼保連携型認定こども園や、児童福祉法に基づく新たな認可類型として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つが創設される予定であり、これらの具体的な認可基準は、今後国に設置される「子ども・子育て会議」において議論されることになるが、当該新たな幼保連携型認定こども園や 4 事業に従事することとなる保育士の取扱いについては、その基準内容が明らかになった時点で、上記メルクマールに照らして整理することとする。

○ また、保育士資格のみを有する者が、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）における教育課程に係る教育時間の終了後等において、希望する者を対象とした教育活動（いわゆる「預かり保育」）等を担当している場合があるが、このような者は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象として、幼稚園教育要領に基づき行う継続的な教育活動に携わっていることから、預かり保育等の勤務経験についても、特例の要件である「最低在職年数」として評価することが適当である。

### 3. 大学等において修得することを必要とする最低単位数の取扱いについて

#### （1）最低単位数の検討にあたっての視点

○ 幼稚園教諭の普通免許状を取得するためには、通常、一種免許状の場合、学士の学位を有することのほか、教科に関する科目 6 単位、教職に関する科目 35 単位、



教科又は教職に関する科目<sup>3</sup>10 単位、及び一般教養科目 8 単位（日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位）の計 59 単位を大学において修得することが必要とされている。また、二種免許状の場合、短期大学士の学位を有することのほか、教科に関する科目 4 単位、教職に関する科目 27 単位、及び一般教養科目 8 単位の計 39 単位を大学において修得することが原則とされている。

- また、幼稚園教諭の普通免許状を取得しようとする場合、教科に関する科目として、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育（これら各科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について必要単位数を修得することとされ、教職に関する科目としては、教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程及び指導法に関する科目、幼児理解等に関する科目、教育実習、教職実践演習について、それぞれ必要単位数を修得することとされている。
- 本特例では、学士の学位を有する保育士については一種免許状を、その他の保育士については二種免許状<sup>4</sup>を取得するために大学等において修得することを必要とする最低単位数について、3 年間の保育士としての勤務経験を評価した上で、軽減することとなるが、その単位数の検討にあたっては、以下の二つの視点を持つことが重要である。
  - ① 満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対して学校教育を保障する観点から、学校教育を担う保育教諭等として必要な最低限の知識・技能は確実に学んでもらう必要があること。
  - ② 一方で、本特例が、幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入を図ることを目的としていることに鑑み、幼保連携型認定こども園への移行を検討している保育所等に勤務している現職保育士にとって過度な負担とならないようにする必要があること。
- また、①及び②を踏まえた具体の検討にあたっては、これまで幼稚園教育要領と保育所保育指針及び幼稚園教員と保育士のそれぞれの養成課程において、その内容の整合性を図る取組が進められてきたことについても配慮する必要がある。

---

<sup>3</sup> 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは「教職に関する科目に準ずる科目」を指す。

<sup>4</sup> ただし、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する者（高等学校を卒業していない者等）の場合、免許状授与の資格を有していないことに留意する必要がある。

## (2) 具体的内容・単位数の取扱いについて

**【教職の意義等に関する科目】**(①教職の意義及び教員の役割、②教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)、③進路選択に資する各種機会の提供等)

- 教職の意義等に関する科目は、教職を志す学生の導入的な科目として、「教職とは何か」ということについて学生が深く考察するきっかけを与えることを狙った科目である。
- 教育基本法第9条においては、「教員」の条が設けられており、学校の教員は、国公立にかかわらず、
  - ・ 自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないこと
  - ・ 教員の使命と職責の重要性に鑑み、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならないこととされている。また、教育公務員については、教育基本法第9条の理念を実現すべく、教育公務員特例法においてサービスや研修の機会の確保等について規定されている。
- このような教員の使命、職責等を理解することは、幼児に対する学校教育を担う保育教諭としては不可欠であり、また、保育士としての勤務経験によって修得することは難しい内容であることから、本特例においても2単位分の履修を求めることが適当である。
- ただし、「進路選択に資する各種機会の提供等」については、教職課程を履修する学生の進路選択に資するよう、学校現場の教員を招いて話を聞いたり、学校現場体験等をしたりする機会を、大学等が提供するものであり、本特例が、既に職を得ている保育士を主な対象としていることに鑑みると、特に履修を求めないことが適当である。

**【教育の基礎理論に関する科目】**(①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)、③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項)

- 「①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」については、幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性を図ってきたこともあり、保育士養成課程においても「教育原理」を2単位分修得することが義務付けられている。

また、「②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」は、大学等の教職課程では、「教育心理学」等の授業科目名称で開設されているものであるが、保育士養成課程においても、「保育の心理学」を4単位分修得することが義務付けられている。

このため、これら内容は特に履修を求めないとするのが適当である。

- 一方、我が国の公教育制度は、日本国憲法の精神にのっとり、教育基本法をはじめとする教育関係諸法令が整備され、学校教育制度が確立され、戦後の国民の教育水準の向上及び我が国の社会の発展の原動力となっており、教員免許状を取得しようとする者が、このような日本国憲法の精神及び学校教育制度の役割を理解することは極めて重要である。
- また、幼稚園の場合、学校教育法に基づき自己評価を行うことが義務付けられており、また、自己評価を踏まえた学校関係者による評価に努めることとされているなど、学校教育としての質の維持・向上に向けた制度が整備されている。  
このような幼稚園の学校としての質の維持・向上に関わる制度的事項や地域住民に開かれた信頼される学校づくりのための学校・家庭・地域の連携・協力等について理解することも、学校教育を担う者として欠かせない。
- このような教育に関する社会的、制度的又は経営的事項については、保育士養成課程では取り扱われておらず、また、保育所における勤務経験を通じても獲得されにくい領域である。このため、本特例においても、「③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」は2単位分の履修を求めるのが適当である。

**【教育課程及び指導法に関する科目】（①教育課程の意義及び編成の方法、②保育内容の指導法、③教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）**

- 幼稚園は、3歳以上の幼児を対象として、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」（学校教育法第22条）を目的とし、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っている。
- このため、幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行われることを基本としている。各幼稚園においては、関係法令や幼稚園教育要領の示すところに従い教育課程を編成し、幼稚園教諭は、幼児の自発的な活動としての「遊び」が重要な学習であることを考慮し、適切な施設設備の下に、遊びを通じた総合的な指導を組織的・計画的に行っている。

- 特に、昨今は、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続、すなわち、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、学校教育としての目的・目標の連続性・一貫性、幼児期と児童期における教育課程の構成原理やそれに伴う指導方法等の違いを理解しつつ、小学校教育へのつながりを見通して幼児期の教育を実施することも強く求められている。
- このような、小学校等の幼稚園以外の学校も含めた教育課程の意義や編成の方法、教育課程に基づく具体的な指導法等は、幼稚園教員として必要不可欠な知識であり、本特例においても必ず履修を求めることが必要である。
- なお、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」のいわゆる5領域については、保育所保育指針においても「教育に関わるねらい及び内容」として規定されていることから、保育所等に勤務する保育士は、保育士養成課程及び保育士としての勤務経験を通じて、これら5領域の内容については理解していると考えられることは可能である。このため、幼稚園教育要領において特に重視されている、「遊び」を通じた総合的な指導法について取り扱うことが適当である。
- 以上を踏まえると、単位配分については、「①教育課程の意義及び編成の方法」を1単位分、「②保育内容の指導法（遊びを通じた総合的な指導法）」及び「③教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を合わせて2単位分とすることが適当である。

**【生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目】（①幼児理解の理論及び方法、②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法）**

- 幼稚園における保育とは、一人一人の幼児が教員や多くの幼児たちとの集団生活の中で、周囲の環境とかかわり、発達に必要な経験を自ら得ていけるように援助する営みである。このような保育を実現するために、幼稚園の教員は、幼児と生活を共にしながら、その幼児が今、何に興味を持っているのか、何を実現しようとしているのか、何を感じているのかなどをとらえ続けなければならない。  
すなわち、幼児を理解することが保育の出発点であり、そこから、一人一人の幼児の発達を着実に促す保育が生み出される。
- また、保育をよりよいものに改善するため、幼稚園の教員は、常に指導の過程について実践を通して評価を行う必要があるが、評価に当たっては、幼児の生活の実態や発達の理解が適切であったかどうかなどを重視することが大切である。

- 幼児を理解するためには、幼稚園の教員は、幼稚園生活の全体を通して幼児の発達の実情を的確に把握することや、一人一人の幼児の特性や発達の課題をとらえることが大切である。すなわち、保育記録をとることや園内研修を通しての省察、教員相互での意見交換、様々な保育の事例に触れることなどは、幼児の姿をより深くとらえることにつながるものである。
- このため、本特例においても、「①幼児理解の理論及び方法」は不可欠な知識として履修することが適当である。

ただし、本特例では、小学校就学前の幼児を対象に、継続的に教育・保育を行っていること等の要件を満たす施設において保育士として勤務した者を対象としており、これら保育士は、勤務経験を通じて幼児理解に関する経験も積んでいることから、履修を求める単位数は1単位とすることが適当である。
- 一方で、「②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」については、保育士養成課程においても「相談援助」や「保育相談支援」について学ぶこととされており、また実際の保育士としての勤務経験の中でも、保護者対応等によって、かなりの実務の経験が培われていると考えられるため、特に履修を求めないとするのが適当である。

### 【教育実習】

- 教育実習については、本特例の対象者が、既に、保育所等における保育士としての勤務経験を有しており、また、保育所等に勤務している現職保育士にとって過度な負担とならないように配慮する必要があることを踏まえると、特に履修を求めないとするのが適当である。

### 【教職実践演習】

- 教職実践演習は、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月、中央教育審議会）を受け、平成23年度入学生から導入された新たな授業科目であるが、その趣旨は、「教職課程のほかの科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終確認するもの」であり、適切な教職指導と一体となった授業科目と言える。
- このように、教職実践演習は、教職課程を履修する学生を想定した授業科目であるため、特に履修を求めないとするのが適当である。

## 【教科に関する科目】

- 幼稚園教諭の普通免許状を取得するためには、教育職員免許法施行規則第2条第1項に基づき、教科に関する科目として、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら各科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとされている。
- この点、保育士養成課程において、「保育の表現技術」として、音楽や図画工作等について学んでいることから、特に履修を求めないとするのが適当である。

## 4. 留意事項

- 今後、各大学等において、本特例に基づく授業科目が順次開設されることとなる<sup>5</sup>が、授業科目の開設にあたっては、本特例の対象者が、主に、保育所等で勤務する保育士であることに鑑み、新たな幼保連携型認定こども園制度や、幼稚園と保育所の比較等、子ども・子育て支援に係る最新の情報も含めて取り扱うようにする必要がある。
- また、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））やこれも踏まえた学校教育制度の役割に関する内容が取り扱われるよう留意することが必要である。
- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼稚園教員に求められる資質能力もますます高まっている。したがって、保育士が本特例により幼稚園教諭の普通免許状を取得し保育教諭となった場合には、研修等を通じ、不断に保育教諭としての資質能力を向上するよう努めることが重要である。

---

<sup>5</sup> 本特例に基づく単位は、大学のほか教育委員会等が開設する免許法認定講習等でも修得することが可能である。

(参考) 特例による幼稚園教諭免許状授与の所要資格について

取得可能な免許状の種類		特例を適用しない場合の要件		本特例における要件			
		一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状		
基礎資格		学士	短期大学士	①保育士資格を有し学士を有すること	②保育士資格を有し短期大学士を有すること	③保育士資格を有する者(①及び②に該当する者を除く。)※	
最低在職年数		なし		3年 かつ 4,320 時間			
教養科目	日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作	8	8	-			
教科に関する科目		6	4	-			
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	2	
		教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)					
		進路選択に資する各種機会の提供等					
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	4	-	-	-
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)					
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項					
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	18	12	1	1	1
		保育内容の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	2	2	1	1	1
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な理解を含む。)の理論及び方法					
教育実習		5	5	-	-	-	
教職実践演習		2	2	-	-	-	
教科又は教職に関する科目		10	0	-	-	-	
合計単位数		59	39	8			

※高等学校を卒業しない者を除く。

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する  
検討会議名簿

秋 田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒 木 尚 子	全国国公立幼稚園長会会長
大 坪 治 彦	鹿児島大学教育学部副学部長
大 森 隆 子	椛山女学園大学教育学部長
砂 上 史 子	千葉大学教育学部准教授
田 中 雅 道	光明幼稚園長、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 理事長
○福 井 一 光	鎌倉女子大学・同短期大学部学長
◎無 藤 隆	白梅学園大学教授
若 盛 正 城	認定こども園こどものもり園長
渡 邊 英 則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長

◎は主査、○は主査代理